

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示	令和7年(行ツ)第111号 令和7年(行ヒ)第124号
決 定 日	令和7年7月31日
裁 判 所	最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官	岡 正 晶
裁 判 官	安 浪 亮 介
裁 判 官	堺 徹
裁 判 官	宮 川 美 津 子
裁 判 官	中 村 慎
当 事 者 等	上告人兼申立人 甲山 海緒 同訴訟代理人弁護士 新海 聡 ほか 被上告人兼相手方 岩倉市長 久保田 桂朗 同補助参加人 愛知県 同代表者公営企業管理者企業庁長 権田 裕徳 同指定代理人 畔柳 憲吾 ほか
原判決の表示	名古屋高等裁判所令和6年(行コ)第41号(令和7年1月23日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

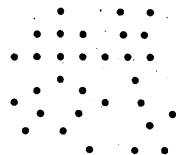
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

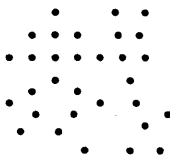
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年7月31日

最高裁判所 第一小法廷



裁判所書記官 西田 三佐子



これは正本である。

令和7年7月31日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

西田三佐子

